

第十八條 一 執行委員長 二 書記長 三 會計 四 部長

一 執行委員長は党を代表し党務を統轄す。 二 書記長は執行委員長を補佐し党務を処理す。 三 会計は党の会計を処理す。 四 部長は各部門を統轄す。

第七章 部門

第十九條 各部門は執行委員会の統轄を受く。
第二十條 各部門の部長一名部員若干名を置き執行委員会之を任免す。

第八章 支部

第二一條 支部は執行委員会の承認を経て地理的區劃に之を組織す。
第二二條 支部に左の機關を置く。
一 總會 二 委員会
第二三條 支部の規約は執行委員会の承認を得るものとす。

第九章 會計

第二四條 党費は党員一名に付年額三拾錢とす。
第二五條 党員納入の党費は一切之を返還せず。

第二六條 党費は本部費及支部費に配分す。

第二七條 党費決算は執行委員会に於て原案を作製し大会の協賛を経るを要し決算は大会の承認を要するものとす。

第二八條 党員にして左の一事に該當するものは執行委員会若しくは大会に於て之を除名することを得。
一 党の精神及綱領に違背したるもの
二 党の面目を毀損したるもの
三 党の統制を紊したるもの

第二九條 党の綱領規約は大会出席代議員三分の二以上の賛成を得るに非ざれば変更することを得ず。

第十一章 附則

第三十條 党細則は別に之を定む。

關西民衆党